

【文部科学大臣所轄学校法人】

改正私立学校法に対応した寄附行為変更認可申請スケジュール（予定）

大臣所轄学校法人における改正私立学校法に対応した寄附行為変更認可申請については、以下のスケジュールを予定。なお、以下の期間内の申請に限り、通常提出を求めている「新旧の比較対照表」の提出は不要。

申請受付期間	認可時期 目安	対象法人		
		①（※）	②（※）	③（※）
令和6年7月1日（月） ～7月8日（月）	8月下旬	○	○	○
令和6年8月1日（木） ～8月8日（木）	9月下旬	○	○	○
令和6年9月2日（月） ～9月9日（月）	10月下旬	○	○	○
令和6年10月1日（火） ～10月8日（火）	11月下旬	○	○	○
令和6年11月1日（金） ～11月8日（金）	12月下旬		○	○
令和6年12月2日（月） ～12月9日（月）	1月下旬			○
令和7年1月6日（月） ～1月10日（金）	2月下旬			○

（※）申請に当たり、対象法人を3つのグループに分け、申請時期を分散させる。寄附行為の改正案が「寄附行為作成例(文部科学大臣所轄学校法人向け)」との程度異なっているかについて、文部科学省が作成した様式に基づき各学校法人でチェックを行い、異なりが大きい法人から①、②、③の順に分散し申請いただくことを検討中。